

児 童 憲 章 (抜粋)

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれな
い児童には、これにかわる環境が与えられる。

高 浜 市 民 憲 章

わたくしたち高浜市民は、力を合わせ、英知と勇気をもって実践します。

- 1 スポーツに親しみ、健康な体をつくれます。
- 1 教養をたかめ、心のかよう家庭をつくれます。
- 1 仕事に誇りを持ち、豊かなまちをつくれます。
- 1 きまりを守り、住みよい社会をつくれます。
- 1 きれいな水と青い空の、美しい郷土をつくれます。

1 認定こども園 たかとりこども園は

- 保育園と幼稚園の機能を融合させ、就学前の教育、保育を一体として捉え、一貫して提供する施設です。

* 入園条件として

- 0歳児～2歳児 保育に欠ける子どもが入園
- 3歳児～5歳児 保護者の就労の有無に関係なく入園

* こども園の保育の特徴

- 養護と教育を融合した就学前の一貫した教育
- 基本的な生活習慣、生活のリズム、社会生活に必要なマナーの育成
- 子どもの発達に応じた異年齢交流
- 小学校との連続性を見据えた、保育・教育内容
- 地域と連携した保育・教育内容

2 めざす子ども像

乳児

- きげんよく遊べる子ども
- 身近なものに興味や関心を持つ子ども
- 言葉のやりとりを楽しむ子ども
- 感情や欲求を十分出せる子ども

幼児

- 心身ともにたくましく、のびのび活動する子ども
- 人への愛情や信頼感をもち、友だちとかわって遊ぶ子ども
- 身近な環境にかかわり、見たり考えたりする子ども
- あいさつのできる子ども

乳 児

- 情緒の安定を図りながら、身近な大人との信頼関係を育て、自分でしようとする気持ちの芽生えを大切にします。
- 自由に身体を動かすうれしさや、言葉をきいたり話したり楽しさを感じられるようにします。
- 保育者や友だちと触れ合いながら、全身を使った遊びや探索活動が十分できるようにし、周囲への興味関心を高めます。
- 一人ひとりの揺れ動く感情を受け止め、自我の育ちを促します。

3 歳児

- 保育者との信頼関係の中で、子どもたちの欲求を適切に満たし、情緒の安定を図ります。
- 自分でできることへの喜びを大切にしながら、基本的な生活習慣が身につくようにします。
- 身近な人や物に十分かかわり、自分の思いを出して遊んだり、友だちと触れ合う楽しさを感じたりするようにします。

4 歳児

- 周囲の環境に興味、関心を持ってかかわり、体験を広げながら集団の中で、自分を発揮できるようにします。
- 友だちとのかかわりを深めていく中で、友だちと遊ぶ楽しさや、友だちとのつながりを楽しめるようにします。

5 歳児

- 自分なりの課題意識をもち、試行錯誤をくり返しながら、生活や遊びを進め、満足感や充実感を味わうとともに、思考力や表現力を高めます。
- クラスの友だちと目的をもって活動に取り組む中で、楽しさを共有し、クラスとしてのまとまりや、友だちとのつながりを楽しめるようにします。

※子育てでの不安や悩みについては、気軽に職員に声をかけてください。
その子にとって、保護者にとってよりよい関わり方を共に考えていきます。

3 教育 保育日課

【開所時間】午前7時30分～午後7時

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時 : クラス別保育
 上記以外の時間 : 混合保育
 土曜日 午前7時30分～午後7時 : 混合保育

*お子さんの登園・降園は保護者の責任で安全に配慮し送迎をお願いします。

*4歳児クラスは体育教室を保育時間内で行います。

*5歳児クラスは、英語教室・スイミング教室・体育教室を保育時間内で行います

時刻 年齢	日 課		
	0・1・2歳児	3歳児	4・5歳児
7:30	保護者の就労時間にあわせ、順次登園	保護者の就労時間にあわせ、順次登園	保護者の就労時間にあわせ、順次登園
8:30	※幼保連携型認定こども教育・保育要領に基づく保育	※幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく保育	※幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく保育
	登園・遊び 観察 検温 所持品の整理	登園 遊び・活動	登園 遊び・活動
9:00		・自主的な活動	・自主的な活動
9:30	おやつ	・課題のある活動	・課題のある活動
11:30	遊び		
11:50	昼食		
12:00	午 睡	昼 食	昼 食
12:30		午 睡	遊び
13:00			・自主的な活動
14:30		めざめ	(幼稚園機能降園)
15:00	めざめ	(幼稚園機能降園)	おやつ
16:00	おやつ	おやつ	
17:00	延長保育	降園・延長保育	降園・延長保育
18:00			
19:00	おやつ(19時登録児)	おやつ(19時登録児)	おやつ(19時登録児)
	最終降園	最終降園	最終降園

<朝の受け入れ・登園>

・欠席や遅れてくる場合は、必ず9時までに必ずアプリ入力か電話連絡を必ずお願いします。
 (携帯からでも入力可)

・勤務先を離れる時、よそへ出かける時は、すぐに連絡がとれるようにしておくか、登園時に保育者に伝えてください。

・正門、通園門の扉は必ず閉め、扉鍵の留めは必ずチェーンをかけてください。

(留め鍵の操作は大人で行ってください)

・送迎の際は交通ルールを守ってお子さんに手本を示しましょう。駐車場と園舎との間にある花壇に入らないようにスロープを使ってください。

・駐車場では必ずお子さんと手を繋いでください。

・大人が先に車から降りてから子どもを降ろすようお願いいたします。

★ 登園したら必ず4箇所にあるiPadのいずれかで登園受付をしてください。

- ・保護者の方が登園したら必ず、タッチパネルで登園受付をしてください。
(7:20に乳児・幼児の玄関を開けます。早朝は7:30からの受付ですので7:30になってから行ってください)
- ・乳児玄関は9:10で一旦、施錠します。閉まっている場合は乳児園庭から入ってください。
- ・迎えの時間、家族以外の迎えの変更がある場合は、保育者に伝えてください。又、登園後に迎えの方の変更があった場合も連絡をお願いします。連絡がなく家族以外のお迎えの場合、確認の電話をさせていただきます。

◎ 朝の体温が37.5℃以上ある時、又、体調が悪い場合はお預かりできません。

乳児は個々の警告体温(0.5度増し)の場合は、体調を崩す前兆と捉え、お預かりできないこともあります。

★ 降園時の受付について

- ・お迎えの時には、4箇所にあるiPadのいずれかで降園受付をしてください。
- ・6歳未満の乳幼児はチャイルドシート着用義務があります。送迎時には必ず着用してください。

(駐車場内は最徐行(時速10km以下)し、他の車の妨げにならないように配慮し、車から離れる時は下のお子さんや金銭を残さないようにしてください。お子さんと必ず手を繋ぎ安全に留意してください)

★ 欠席・遅刻の連絡について

- ・園への連絡はアプリでの携帯電話からの入力が可能です。電話での欠席や遅刻の場合は、9時までには必ず連絡をしてください。
- ・携帯からの利用については最初に個別設定の登録が必要です。お子さんひとりずつそれぞれにIDとパスワードが必要です。出欠連絡登録の手順は別紙でお知らせしますので必ず登録してください。

★ スマートフォン・携帯電話での欠席理由の種別について

出席：入力しないでください。登園してからタッチパネルをお願いします。

病気：症状・病名欄に必ず入力をお願いします。

都合欠：家庭の都合（お出かけ、仕事が休みなので家庭で過ごす等 ※忌引きも含む）

出席停止：医師の診断があった場合は、出席停止→期間を入力してください。

災害欠：警報発令時に休まれる場合に選択し、備考欄に警報の種類を入力してください。

遅刻：9時以降に登園する場合入力をしてください。



4 保育時間、延長保育・預かり保育・機能変更について

◎保育園機能（2号・3号認定）

●保護者の就労など保育が必要な時間によって、保育園の利用時間が決まります。

・**保育短時間** …保育短時間設定時間内（午前8時から午後4時まで）での利用
【事由：就労の他、疾病・障がい、求職活動中の方など】

・**保育標準時間**…保育短時間設定時間を超える保育を利用

保育の必要量（保育時間）は、就労等の事由で保護者が保育することができない時間となります。したがって、保護者の私的な理由での保育の利用はできません。

・**延長時間** 午後4時～午後7時（午後6時30分以降 別途料金、月額1,300円 混合保育）

●土曜日について

・保護者の勤務等の関係で、保育を希望される方は、弁当・水筒・※午睡布団の用意をお願いします。

- ・土曜日は申請されていて、保護者の方が仕事の時のみです。前週の木曜日までに土曜保育出席表に記入（職員室）にしてください。
- ・土曜日の午後からの保育が認められた方は、全員昼寝用具が必要です。

（学校の行事等がある場合の保育には対応していません）

- ・土曜日保育を利用した場合は、平日の仕事の休暇日に代替日を記入し、（有給、指定休、夏休み等）乳児は代替日を家庭保育でお願いします。
幼児は代替日を9：00～16：00の保育利用でお願いします。
（早朝・長時間保育は利用できません）

◎幼稚園機能（1号認定）

- ・保育時間 午前9時～午後2時30分
- ・預かり保育 午後2時30分～午後4時30分（別途料金 月額5,500円 日額500円）
- ・長期休暇預かり保育は、夏季のみ実施します。6月下旬に申し込みのご案内をします。
（1日 1,000円 給食費別途1日 300円）

- * 預かり保育を希望される方は、申請書を提出していただきます。申請書が出ている方に1ヶ月分の日程表を配布しますので、期日までに翌月の日程表を提出していただきます。（申請のみで利用のない方は提出しなくて結構です）
1ヶ月単位の方は日程表はいりません。（毎月6日に5500円を口座振替）
一日単位で申し込みの方は前日までキャンセルを受け付けます。（利用料金は次月の始めに現金集金）
※当日はキャンセル料を頂きます ※暴風警報、病気の場合の料金はいただきません。

*保育はそれぞれの申請時間で行いますが、仕事が早く終わった時には申請時間にかかわらず早めのお迎えをお願いいたします。

●機能変更について（毎月10日まで）

（幼稚園機能(1号認定) ←→ 保育園機能(2号認定)）

- *妊娠・仕事をやめた場合、逆に仕事に復帰する・仕事を始める場合は、認定区分変更が必要になりますので速やかに（前月10日まで）に担任または、園長・主任にお知らせください。
- *保護者の就労など保育が必要な時間によって、保育園の利用時間が決まります。

（保育園機能(3号認定) 0歳児～2歳児

- *上記と基本変わりませんが、妊娠の場合は要件が変わり、産休期間が終わると職場復帰か退園となります。質問等ありましたら、職員にお声掛けください。

5 退園

- *退園される予定がある場合は、事前に園長に連絡してください。退園される場合は、分かり次第（10日前）園に退園届けを提出してください（用紙は園にあります）
- *原則として、月末の退園となります。（10日前）園に退園届けを提出してください。（用紙は園にあります）

6 食事とおやつ

- ・給食は、献立表を基に子どもの発達に合わせ、食べやすい様に配慮しながら調理します。
- ・必要な栄養をとりながら、皆と一緒に楽しく食事する事により、好き嫌いのない食事やマナー等の良い習慣を身につけます。
- ・乳児のおやつは午前と午後にそれぞれ1回あります。（幼児は午後2時30分頃）
※延長保育利用児は午後6時におやつ
- ・アレルギーがある場合は、必ず受診し医師の指示に従い、保護者と園とで同様の対応をし、安全な食事おやつを考えていきます。除去や代替ができない時は、家庭で用意していただくこともあります。

7 行事について

- *別紙、年間行事予定表を見てください。お知らせは、アプリ配信か玄関の掲示板に掲載してお知らせします。
- *園外保育などの時は、お弁当の持参を年間 3 回お願いする場合があります。事前にお知らせしますので、ご協力ください。

★園だより、クラスだより

- ・アプリからの配信でお知らせします。
- ・毎月、原則として 25 日に園だより、隔月でクラスだよりを掲載します。たよりは、家庭と園との架け橋となるものです。たよりによく目を通して、園でのお子様の生活を知って頂き、ご理解ご協力をお願いします。アプリの登録方法等は別紙でお知らせします。
- ・その他、必要に応じて行事案内、隔月で保健だより・食育だより等も掲載しますので、確認してください。※おたよりばさみの使用はなくなります。
- ・各種書類の配布時に使用する封筒は 1 年間を通して使用しますので、園に返却してください。

★出席ノートについて

- ・園児の名前や住所の分かるページには斜線がひいてありますので、記入はしないでください。
- ・幼児組の出席ノートのコメントは書かず、送迎時にお子さんの様子を伝えます。
- ・紙面でのお知らせの場合は出席ノートの当月のページにはさみますので必ず出席ノートの確認をお願いします。

8 保健衛生

- * 子どもが元気にすくすくと育ってくれることは、親や保育者の願いです。特に、乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活をしていく基礎をつくる時期なので、きわめて大切といえます。ご家庭と園とが十分連絡をとりあい、園での生活が楽しく過ごせるようご協力をお願いします。

(1) 生活リズムについて

- * 基本的な生活習慣を身につけましょう。

- ・早寝、早起きをしましょう。(8時か9時までには寝るリズムをつくりましょう)
- ・大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ・朝、登園前にトイレに行きましょう。
- ◎ 成長、発達途上の子どもが健康に過ごすための基本のひとつに、生理的なリズムの安定があります。毎日が早寝、早起きのリズムで睡眠が十分とれ、大体決まった時間にバランスの良い食事がとれていれば、子どもは元気に遊ぶことができます。
大人中心の生活にならないように、夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ◎ 大便是朝か夜の排便となるように、時間を決めて、便座に座るようにしましょう。

(2) 健康について

1. 持病や体質的に保育をする上で配慮を要する場合は、必ず入園時お知らせください。状況により、主治医の診断書を求めることもあります。(小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん、関節がはずれやすい等)
2. 保育時間内にお子さんの体調が悪くなった場合や37.5℃以上の熱がある場合、又は、平熱より1℃以上あがった場合は、保護者に連絡させていただきます。
朝の体温が37.5℃以上ある場合、又は体調が悪い場合はお預かりできませんのでよろしくをお願いします。
※常に保護者の所在を明らかにしておいてください。第一は事業所に連絡を入れます。
3. 原則として、園では持参薬の取り扱いをしません。医師に家庭での処方をお願いしてください。
どうしても必要な場合は、書類の提出が必要です。園長・主任に相談してください。
4. 子どもは体温調節が未熟ですが、周囲の状況や活動に応じてこまめに衣類で調節をしていくことで、次第に調節する力が養われます。着脱しやすく又、活動しやすい衣服を整えましょう。
5. フードの付いた服は、子ども同士引っ張り合い危険ですので控えてください。

(3) 定期健康診断について

1. 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。(内科、歯科、尿検査) 診断の結果、疾病や精密検査等の必要があれば速やかに医療機関で受診してください。
2. 相談事項等があれば、事前に配布する「調査票」にご記入ください。

(4) 清潔について

1. 手洗いうがい、入浴、洗髪、爪切り、清潔な衣服等は感染予防のために欠かせない生活習慣です。子どもがかかりやすい感染症は、ウイルス性の病気が多く、手洗いうがいをきちんとすれば予防できるものも多くあります。園と家庭で周囲の大人がこまめに手をかけ、清潔の習慣を身につけさせましょう。
2. 長い爪は感染予防のためだけでなく、友だちの顔や手をひっかいて傷をつけてしまうこともあるので、切ってください。
3. 耳あかは時々見て、清潔にしましょう。
4. 毎日入浴し、清潔な肌着をさせましょう。入浴ができない時は手足やおしりを洗い、乳児は首の周りも拭いてください。
5. 目や皮膚の病気予防のため、髪の毛は短くするか、結んでください。



(5) 病気にかかったら

病気にかかったら		＜こんな時は早めに受診したり、家庭で様子を見たりしましょう。＞	
1に安静	<ul style="list-style-type: none"> ・薬をいくら飲んでも安静にしなれば効果はあがりにくいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬の服用を勝手に中断すると、病気を長引かせます。薬は医師の指示に従い、服用してください。 	子どもの姿 <ul style="list-style-type: none"> ・ぐずる、ないてばかりいる。 ・元気がなく、食欲がない。 ・ブツブツがある。 ・下痢、嘔吐がある。 ・痛がる。 ・熱がある、ぐったりしている。 ・朝、なかなか起きられない。
2に保温			
3に栄養			
4に薬			

(6) 観察のポイント よく見る・よく触る

- ★ 小さい子は自分で訴えることができません。大人がこどものからだを見たり触ったりして、感じていくことが大切です。
- ★ 大きい子は自分で着脱できるので、その分大人の目が行き届かず、気付くのが遅れます。小さい子と同様に見て触って、目を向けましょう。
- ★ 子どもの病気は、良くなるのも悪くなるのも早いものです。体調の変化に早く気付いて、対応すると軽く乗り切ることができます。朝は忙しい時間帯ですが、視線を合わせてスキンシップをして、保護者の方の勤を働かせましょう。
「いつもと違っておかしいな」と思ったら、園にも知らせてください。



(7) 感染症について

1. 子どもや家族に感染症が発生したら、直ちに園に連絡してください。
2. 感染症にかかった場合、他の園児に医師の判断で感染の心配がなくなるまで、登園停止になります。
3. アタマジラミは感染症ではありませんが、清潔、不潔に関係なく、年間を通して発生が見られます。人から人へと付着し、広がっていくので、発生したら直ぐ園へ連絡をし、駆除等にご協力ください。

◎主な感染症（意見書は必要ありません）

病 名	登 園 停 止 期 間
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を過ぎるまで
風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
インフルエンザ・コロナ感染症	医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。
腸管出血性大腸菌感染症	症状により医師が感染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎（はやり目）	
急性出血性結膜炎	
結核	
髄膜炎菌性髄膜炎	
溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎 伝染性紅斑（りんご病）、 とびひ、手足口病、 ウイルス性胃腸炎、ヘルパンギーナ 等	こども園は集団の場です。感染症拡大防止のため、医師の指示に従って療養し必ず病名を園に伝えてください。

※ 医師の指示に必ず従って登園してください。迷う場合は園にお問い合わせください。

病気やけがの場合は

（保護者から園へ）

- ・体調の判断は熱があるかないかではなく、機嫌や食欲の良し悪し、目覚めの状況等も目安になります。登園までの間にいつもと様子が違うと感じたら、知らせてください。
- ・家で薬を飲んでいる時はお知らせください。

（園から保護者へ）

こんなときはお知らせしますので早急にお迎えをお願いします

- ・ 熱（37.5℃以上）が出て下がる様子がないとき ・ 下痢がひどくていつもと様子が違うとき
- ・ おう吐していて食事や水分がとれないとき ・ 頭痛や腹痛を訴えて様子を見ていても、治まらないとき
- ・ けがをしたとき ・ ※常に保護者の所在を明らかにしておいてください。第一は事業所に連絡を入れます。



9 保育料などの納入（諸経費）

*毎月6日に保育料・給食費が引き落とされます。

振替日が休業日の場合は前営業日となります。（毎月残高の確認・入金をお願いします。）

*引き落としができるように残高を確認し、入金しておいてください。

項目	幼稚園機能(1号認定)	単位円
基本保育料	市の徴収基準	
給食費（主食費・副食費）	4500/月	
施設整備費	1,000/月	
教材費	250/月	
預かり保育料 （夏季のみ実施）	5,500/月 500/日	
長期休暇中の保育料	1,000/日（給食費 300 円別途徴収）	
制服 等 （3 歳児以上）	・制服、通園帽子、体操服上下、通園カバン、等用品 合計 18,895 円	
保護者会費	250/月（年額集金）	

項目	保育園機能(2号・3号認定)	単位円
基本保育料	市の徴収基準 （3 歳未満児は主食代、副食代、おやつ代、共に含まれる）	
給食費（主食費・副食費）	6,000/月 （3 歳以上児）	
延長保育料	1,300/月	
制服 （3 歳児以上）	・制服、通園帽子、体操服上下、通園カバン、 等用品 18,895 円	
保護者会費	250/月（年額集金）	

*保育料は市で決定した保育料の額を徴収しております。

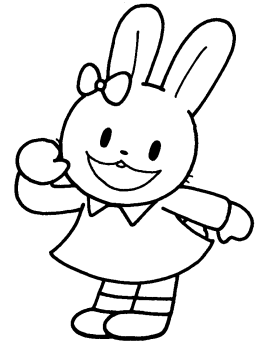
10 災害共済制度（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

- (1) 園児の保育中のけが、送迎における災害に対し、独立行政法人日本スポーツ振興センターと加入契約をしています。
- (2) 共済掛金は、保護者に年間200円を負担（法人負担金95円）していただきます。
- (3) 保育中けがをした時は園で直ちに応急手当をし、保護者に連絡するとともに必要に応じて病院へ連れて行きます。
 - ・手当後は、医師の指示に従います。なお、保護者の方は保険証及び乳児医療証を窓口に掲示していただきますので、用意をしてください。
 - ・園より独立行政法人日本スポーツ振興センターから見舞金の支給を受ける手続きをとりますが、医療点数500点未満の場合は支援の対象になりませんので、ご承知ください。

11 家庭の協力

* しつけについて

- ① 親がまず、自らよいお手本を示すようにしましょう。
- ② 早寝早起きの習慣をつけましょう。
- ③ 朝食はきちんととりましょう。
- ④ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ⑤ 朝夕のあいさつは、すすんでしましょう。
- ⑥ 安全の習慣を身につけましょう。
- ⑦ テレビ等は時間を決めて見せましょう。
- ⑧ 道路・駐車場では手をつないで歩きましょう。



* 車を利用される場合は、下記の事を守ってください。

- ① 駐車場では最徐行し、決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止めて施錠をしてください。
- ② 車内にはバック等貴重品を絶対におかないようにしてください。
- ③ 車からは親が先に降り、必ず子どもの手をつないでください。
- ④ 車中に子どもを残さないでください。
- ⑤ チャイルドシートを着用しましょう。
(6歳未満の乳幼児は、シート着用義務化となっています。)
- ⑥ 駐車場での渋滞緩和のため、スムーズな移動をお願いします。

★迎え後園庭で遊ぶ方は車での迎えはご遠慮ください。(徒歩か自転車でのお迎えの方のみとさせていただきます)

★園庭での遊びについて★

0.1.2 歳児は大型遊具の使用はできません。ソウさん滑り台のみになります。

(幼児はソウさん滑り台の使用できません)

★降園時の園庭利用時間は

- ・ 14 時半から 14 時 50 分まで
- ・ 15 時半から 15 時 50 分まで

12 子育て支援について

◎当こども園で開設します。

- ・ 育児相談や、親子のふれあい遊び、絵本の読み聞かせ等の支援をします。
- ・ 子育てについての相談は、気軽に電話、または来園してください。

13 災害時における登園・降園 (情報は各自で収集してください。)

① 台風、雪の場合

- ・ 園児が登園する前に高浜市に暴風・暴風雪警報が発令されている場合は、園児の安全のため登園しないでください。
- ・ 暴風(雪)警報解除後2時間を経ってから保育を始めますので十分気をつけて登園してください。
- ・ 登園後、暴風・暴風雪警報が発令された場合には、速やかにお迎えをお願いします。
- ・ 警戒レベル3が発令されたら、高取小学校北校舎3Fへ避難しますので迎えは小学校へお願いします。
- ・ 午前8時まで警報が解除されたら、予定通り給食を実施します。
午前8時過ぎに警報が解除された場合は、食事時間に給食の準備が間に合いませんので昼食はお弁当を持参してください。

②地震の場合

- ・ 東海地震注意報が発令された場合には、速やかにお迎えをお願いします。

③特別警報発令の場合

- ・ 特別警報が発表された場合は、直ちに自分自身の身を守りつつ、様子を見て速やかにお迎えをお願いします。

④その他の場合

- ・ 不審者で保護者のお迎えの必要が生じた場合は、速やかにお迎えをお願いします。
- * 緊急非常事態の場合は、原則として電話は使用できませんので、報道機関の情報（テレビ、ラジオ、市の広報車など）をご自分でよく聞いて判断してください。
- ・ 必要に応じ、こども園のキッズビューでの配信でお知らせします。

14 こんなとき手続きは？

○就労先または就労時間が変わったら？

「雇用(内職)証明書」と共に「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定(変更)申請書」の提出が必要です。用紙をお渡ししますので、お知らせください。

★支給認定証は、大切に保管してください。

※支給認定の変更申請をする場合や退園する場合に、現在お持ちの支給認定証をご返却して頂きます。

○育児休暇をとるときは？

早めに園長へ知らせてください。（出産4ヶ月前くらい）

○退園するときは？

- ・ 退園される予定がある場合は、事前に園長に連絡してください。退園される場合は、分かり次第（10日前）園に退園届を提出してください（用紙は園にあります）
- ・ 原則として、月末の退園となります。（10日前）園に退園届けを提出してください。（用紙は園にあります）

15 かみつき・ひっかきについて

☆ 1・2歳ころにみられるかみつき・ひっかきは気持ちを表現できない、かかわり方がわからない等の原因で起こり成長過程の表われです。

このころの子ども達は、自分で～したい気持ちがいっぱいです。友だちにもだんだん興味が出てきて友だちと遊びたいけど、まだ言葉で相手に上手く伝えられず、遊びたい思いがあり、かんでしまったりひっかいたりしてしまいます。

かみつき、ひっかきは、ずっとは続くものではありません。もう少し大きくなり、言葉で自分の気持ちが表れるようになると自然になくなっていくものです。しかし、かみつく行為自体は良いことではありません。

☆ かみつき・ひっかきが起こらないようにできるだけ未然に防ぐようにしています。

- ・ 子ども達から目を離さないように気をつけています。
- ・ おもちゃの取り合いが起こらないように、おもちゃの数や遊ぶ場所を工夫します。
- ・ おもちゃの取り合いなどで、手が出そうになった時、おもちゃを取ってしまった子へは「これがほしかったの？」おもちゃを取られてしまった子には「とられていやだね」など、一人一人の子どもの気持ちを、大人が言葉にして代弁して、双方の子どもの気持ちを受けとめ成長につなげていきます。



16 子どもの育ちを支える資料の送付について

- ☆ 幼保連携型認定こども園として、こども園生活を通して子どもが育ってきた過程を小学校へ伝えていくために、「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を送付し、小学校での生活や学びへとつなげていきます。

17 虐待等が疑われる場合や気になる場合への対応について

- ☆ こども園は、要保護児童の早期発見や保護を図り、子どもの最善の利益を重視して支援を行っていきます。
- ☆ こども園には虐待に関する通告義務が課せられ、こども園での対応では不十分または限界であると判断される場合は速やかに関係機関と連携をとり対応していきます。

18 高浜市こども発達センターとの連携

- ☆ 子育て支援情報の提供・支援、療育支援など、子どもの成長に合わせ一貫した支援を行っていきます。

問い合わせ 高浜市こども発達センター 電話 52-9872

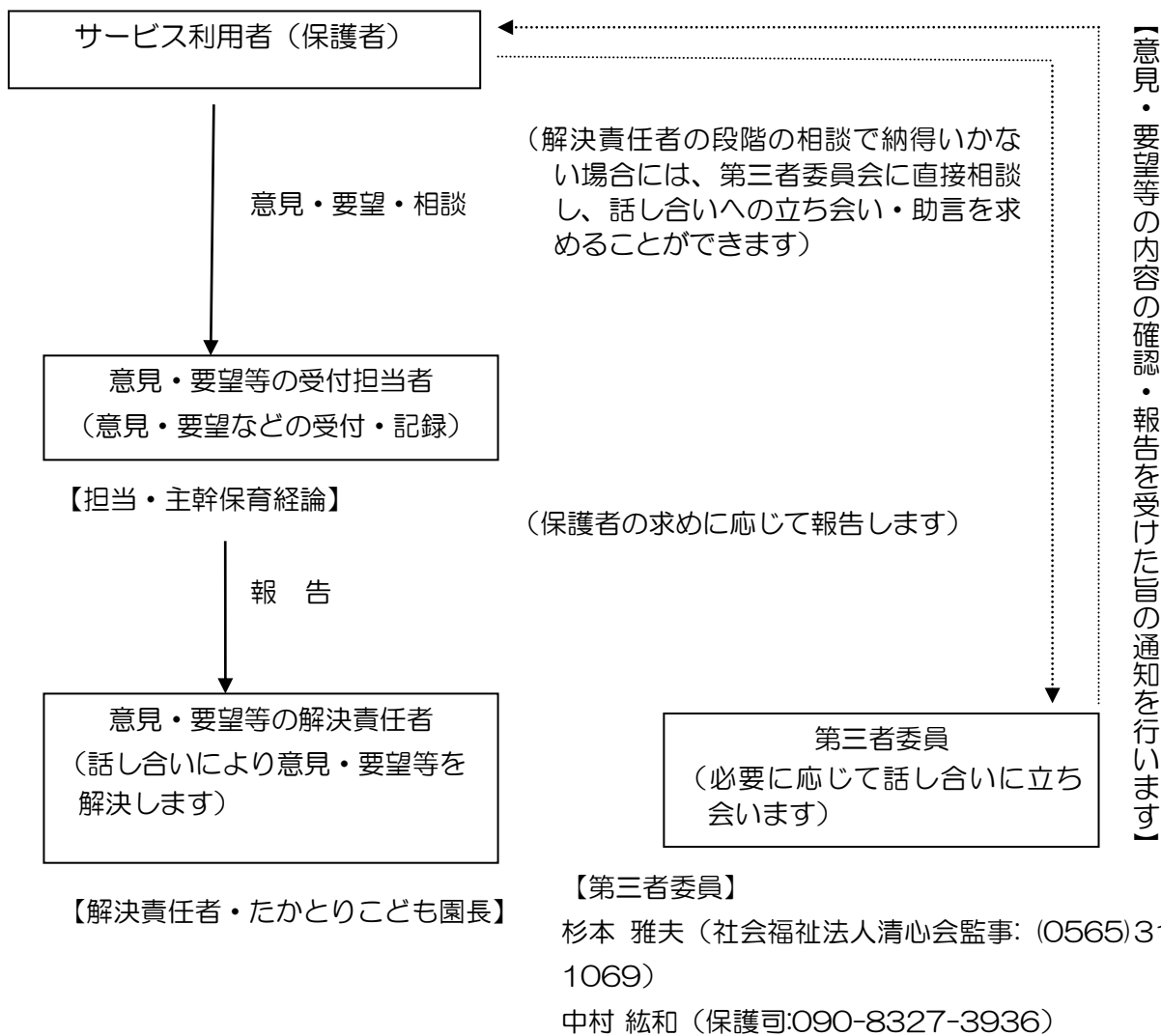
19 休日保育

- (1) 場 所 よしいけ保育園
- (2) 目 的 女性の就労形態の多様化などにより、休日において家庭での保育が困難となるお子さんを保育します。
- (3) 対象児 満1歳を迎えた翌日から5歳児
(保育園在園児の希望者。自分で食事、おやつが食べられること
※アレルギーのある場合は個別に相談)
- (4) 保育時間 午前8時～午後5時30分
- (5) その他 *父親・母親共に「日曜・祝日就労状況証明書」利用する前の月の8日まで在籍園に必ず提出、「出欠席予定表」の提出が必要です。また、利用した場合は、その代替えとして3ヶ月以内の週休日に休んでいただきます。
*特別な配慮が必要となる場合は、お預かりできません。
*持ち物は、水筒・布団です。
*「休日保育を利用する時の持ち物について」「休日保育持ち物チェックシート(利用日に提出)」に基づいて、持ち物、記名の準備をしてください。(忘れ物や記名無しの場合は受け入れができません)

*利用予定日であったが、利用しなくなった場合は、たかとりこども園に早めに連絡をしてください。たかとりこども園からよしいけ保育園に連絡をします。

*利用予定日であったが、当日欠席することになった場合は、自分でよしいけ保育園に連絡してください。(53-2100)

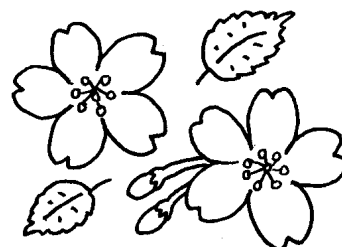
20 ご意見・ご要望等のための仕組みについて



- * ご意見・ご要望解決の結果（改善事項）は、口頭もしくは文書で解決責任者よりご報告申し上げます。
- * 以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、愛知県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることもできます。

21 個人情報の適切な保護に努めます

- ・こども園では、お子さんをお預かりする上で、必要最小限（氏名・住所・電話番号・勤務先・携帯番号等）の個人情報を提供していただいています。
- ・個人情報の取り扱いについては、個人情報の盗難、紛失、破壊、改ざん、漏洩を防ぐため、個人情報の保存管理、破棄ルールを徹底し、適切な保護に努めています。



たかはま子ども市民憲章

“子ども自身の言葉”による“子ども市民憲章”を宣言

たかはま子ども市民憲章の特色は、全国でも初めて地域をともに支える市民として子どもを登場させた「子ども市民憲章」を定めたことです。しかも、【子どもから】のメッセージは、子ども自身の考えと言葉によって、「憲章」化が図られており、このことも画期的な意義を持っています。

わたしたちは、国連・児童（子ども）の権利条約の理念をふまえ、人間性豊かで誇りの持てる高浜を創っていきます。そのためには、子どもとおとなが市民として、互いの意思と力を尊重し、理解を深め合うことが大切です。そこでわたしたちは、現在及び未来の高浜のまちを支え合っていくために、ここに「たかはま子ども市民憲章」を定めます。

- 1 みんな幸せになる権利がある。だから、自分の心を閉ざさないで。
短所も、別の見方をしたら長所かもしれない。自分のことをもっと好きになって楽しもう！
- 2 わたしは世界でただひとり、だから大切。
あなたも世界でただひとり、だからやっぱり大切。
お互い大切なんだから、いやがることはしないようにしよう。
- 3 学校の勉強だけが学ぶことじゃない。遊びからも友達からもたくさん学ぶことができる。だから遊びと友達を大切に。もちろん勉強も大切！
- 4 けんかはほどほどに。けんかもそんなに悪いことじゃない。
けんかから学ぶことだってあるしね。
- 5 怒りたくてもすぐにださない。趣味や夢をみつけて発散しよう！
それでもイヤなことがあったら「ムカツク」の一言で終らせなくて、自分の感情をもう少し細かい言葉で表現してもいい。
- 6 ひとりで悩んだりしないで、だれかに助けを求めたっていい。
別に恥ずかしいことじゃないからさ。
- 7 なんでも今、自分が「一番」とは限らない。
でもそれに近づくようにがんばって上をめざしていこう。

プレッシャーではなく生きる希望となる憲章を

【おとなから】のメッセージは、「子どもの目線」を大切に、という視点に立って作成されています。まず、おとなも自分らしく生きていきたい。その姿を子どもに示すことが大切であること。

子どもの生き方を比較するのではなく子どもの「自分固有の人生を生きる」ことを認めていくこと（1、2）を基本におきながら、子どもが人間として生き抜いていく力をつけていくための学びへの支援（3、4）、特に、高浜という地におけるまちづくりの一環として、子育て支援、子どもの自治と居場所支援、安心して相談、権利救済できる仕組みづくりの提言（5、6、7）を掲げています。

なお、現代は、世界の動き、とりわけ戦争や環境破壊などの問題が地域のあり方にも大きく影響を与えているという時代認識の中で、高浜から世界に発信できる憲章（8）という意味合いも持たせてあります。

おとなから

- 1 自分を大切にし、希望をもって生きる姿勢を示していきたい。
- 2 どの子どももみんな一人ひとり違います。
その違いをその人の豊かさとして受けとめます。
- 3 子どもが自分と周りを変える力をつけるために学び、活動していくことを支援します。
- 4 完全さを求めず、子どもが自分を出せるようにゆとりと寛容さをもって接します。
- 5 子どもに愛情を持って接し、干渉しすぎたり、ひとりで背負い込まないで、地域の人びととともに子どもの自治を支え、楽しく子育てを進めます。
- 6 子どもが安心して集い、交流し、ありのままの自分を出せるような居場所を子どもとともに創^つっていくよう努めます。
- 7 いじめや虐待など権利侵害を受けることなく、子どもが安心して生活できるように、いつでも相談でき、救済・回復できるようなしくみを整えるよう努めます。
- 8 子どもとともに、民族的、国民的、宗教的な偏見を持つことなく、相互の理解、寛容の精神のもとで、地球市民として日本と世界の平和を願い、この世界から戦争や争いがなくなるように努めていきたい。



高浜市乳児保育憲章



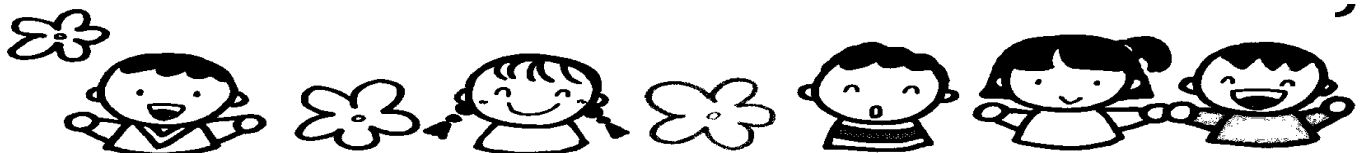
平成21年3月18日制定

高浜市では、一人一人の乳児が、人として大切にされ、安心できる環境の中で、自分を深く信頼し、のびのびと育つことができるように、次のことに心がけて、乳児を育てていきます。

1 乳児の可能性を信じ、その表情や態度から、一人一人の乳児の声を聴き取る努力をする中で、それぞれのもつ力が豊かに引き出されるよう、育てていきます。

2 乳児の経験を大切にし、「見守り」、「気にかかけ」、「待つ」ことに心をくだき、育てていきます。

3 地域のすべての大人が、乳児の健やかな成長を願い、それぞれの家庭の子育てを支え、支えあいます。



たかとりこども園しおり(重要事項)の説明に関する同意書

当施設における教育・保育の提供に当たり、「たかとりこども園(重要事項)」に基づき、重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

所在地 高浜市向山町二丁目1番地15

名 称 認定こども園 たかとりこども園

説明者 園長 原田多古

私は、「たかとりこども園(重要事項)」に基づいて説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

児童氏名

署 名

児童から見た続柄()